

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	執行機関名 東広島市長
3. 市区町村名	東広島市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	こども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成31年2月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	乳幼児等医療費支給事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=21&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年東広島市条例第136号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1(4条関係) 2の項 東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年東広島市条例第136号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年東広島市条例136号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条例の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、(その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保証される権利を有する。	東広島市は、(乳幼児等)の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって(乳幼児等の健やかな育成を図るため)、この条例の定めるところにより乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		東広島市乳幼児等医療費支給条例(昭和49年条例第136号) 東広島市乳幼児等医療費支給条例施行規則(昭和49年規則第53号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	東広島市乳幼児等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等医療費の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	東広島市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項 東広島市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	東広島市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項 東広島市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	東広島市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項 東広島市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	東広島市乳幼児等医療費支給条例第3条第1項 東広島市乳幼児等医療費支給条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--